

令和 6 年 3 月 定例総会議事録

日 時 令和 6 年 3 月 29 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 瀬戸山 博好

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 5 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について

- 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可について
 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）
 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）
 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）
 議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画について
 議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
 議案第 28 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 3 月の行事实績と 4 月の行事予定を報告します。

(3 月の行事实績と 4 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 6 年 3 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 4 号から第 5 号までの 6 件、議案が第 19 号から第 28 号までの 70 件合計 76 件でございます。
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 6 番上飯屋委員と 9 番河野委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 4 号～報告第 5 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。
議案第 19 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 19 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったか
ら許可するものとする。

(議案第 19 号 1 番 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月の農地法 3 条の事前審査を第 5 小委員会に付託されましたので 3 月 18 日に、審
査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 19 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。
1 番、農業者年金受給のためです。期間は 10 年間、再設定です。
以上 1 件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わリ
ます。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 19 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について許可する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 20 号農地法第 3 条の規定による貸借の権利の設定 (移転) 許可
についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 20 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

下記のとおり農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第20号1番 朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 議案第20号農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請の1番について報告をします。
申請地を借受け新たに農業経営を行うものです。期間は1年間で、10aあたり7,500円です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第20号農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

（議案第21号1番朗読、他7件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 議案第 21 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の申請についてです。
1 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 50,505 円。
2 番、申請地を購入し、利便性を図る、10a あたり 180,505 円。
3 番、知人からの贈与を受けるものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分です。事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので 3 月 21 日に行いました。その結果を報告します。
4 番、義母から贈与を受け、新規に農業経営を行うものです。
5 番、義弟から贈与を受けるものです。
6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 330,124 円。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 326,940 円。
8 番、父から贈与を受けるものです。
小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 21 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 22 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 22 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおり決定する。

（議案第 22 号 1 番朗読、他 2 件省略）

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 22 号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）について報告します。
1 番、5 年間です。
2 番、20 年間です。再設定です。
3 番、20 年間です。再設定です。農業者年金受給のためです。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 22 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 23 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおり決定する。

（議案第23号１番朗読、他５件省略）

（14番挙手）

議長 はい、14番。

14番 議案第23号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。

１番、10aあたり5,000円、５年間、再設定です。

２番、10aあたり10,000円、10年間、再設定です。

３番、10aあたり10,267円、５年間、再設定です。

４番、10aあたり7,964円、５年間、再設定です。

５番、10aあたり10,000円、５年間、再設定です。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

（17番挙手）

議長 はい、17番。

17番 ６番、10aあたり7,994円、３年間、再設定です。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第23号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。

続きまして議案第24号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 24 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画とおり決定する。

（議案第 24 号 1 番朗読、他 19 件省略）

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 24 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告します。

- 1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
 - 2 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 283,359 円。
 - 3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 99,469 円。
 - 4 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 239,808 円。
 - 5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 274,725 円。
 - 6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
 - 7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 266,121 円。
 - 8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 73,189 円。
 - 9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 186,770 円。
 - 10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 110,828 円。
 - 11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 272,331 円。
 - 12 番、特例事業を活用し、規模拡大を図る、10a あたり 176,704 円。
- 小委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

（17 番挙手）

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分です。

- 13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 131,817 円。
- 14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
- 15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 211,810 円。
- 16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 109,218 円。
- 17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 126,697 円。
- 18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,503 円。
- 19 番、特例事業を活用し、規模拡大を図る、10a あたり 302,128 円。

20 番、特例事業を活用し、規模拡大を図る、10a あたり 318,746 円。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 24 号農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)
附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画(所有権)を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。
続きまして議案第 25 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局
の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 25 号農地利用集積等促進計画について
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農
用地利用集積等促進計画(中間管理事業)を作成したので計画通り承認する。

(議案第 25 号 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番 挙手)

議長 はい、14 番

14 番 議案第 25 号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)です。
小林地区については 7 件、田が 8,304 m²、畑が 21,245.91 m² 計 29,549.91 m²です。
審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(17 番 挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 25 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、14 件、田が 12,665 m²、畑が 28,544 m²、計 41,209 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 25 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり承認します。
続きまして議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

（議案第 26 号 1 番 朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（11 番挙手）

議長 はい、11 番

11 番 議案第 26 号農地法第 4 条の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので 3 月 19 日に、審査会を実施しました。
1 番、南西方出ノ山です。転用理由が植林（追認）です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第26号農地法第4条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

続きまして議案27号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第27号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第27号1番 朗読)

議長

ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長

はい、17番

17番

農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請野尻町区分です。

1番、野尻町東麓小立中です。転用の理由は一般個人住宅・駐車場です。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第27号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして非農地証明願承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 28 号非農地証明願承認について
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 28 号 1 番朗読、他 7 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 28 号非農地証明願承認についてです。
1 番、南西方堂丸です。調査事項は原野です。
2 番、南西方大出水です。調査事項は原野です。
4 番、南西方今別府です。調査事項は原野です。
5 番、南西方出ノ山です。調査事項は原野です。
6 番、南西方宇都です。調査事項は山林です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 28 号野尻町区分について報告をします。
7 番、野尻町紙屋、五ヶ迫です。調査事項は原野です。
8 番、野尻町紙屋、真幸田 2 ケ所です。調査事項は原野と山林です。
9 番、野尻町紙屋、上ノ原です。調査事項は原野です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 28 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午前 10 時 30 分

令和 6 年 3 月 29 日 定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印